

指摘の概要	措置内容	措置状況
2 保健福祉局（健康部・高齢福祉課・子育て支援部関係）・区役所 (2) 支出に関する事務 敬老祝い金の支出事務を適正に行うべきものの 敬老祝い金は，毎年老人の日に 88 歳及び 100 歳となる市民に対して支給している。前年度以前の対象者で未支給であった者から請求を受けた場合，当年度分の前渡金から支出しているが，精算報告書においてこれを区分していないほか，受領印を前年度以前の台帳に押印させるなど支給経過がわかりにくい事例が見受けられた。 また，敬老祝い金はその趣旨から本人に支給するもので遺族には支給しないという取扱をしているにもかかわらず，これを明確に定めた基準がなく，生存時の請求があったとして遺族に対する支給を行っている事例が見受けられた。 （高齢福祉課） 敬老祝い金の支給事務は多額の現金を取り扱うことから支給経過を明瞭にすべきであり，過年度分について当該年度対象者と区別して精算報告を求めるなど各区の指導を行うほか，支給時の要件を明確に定めるべきである。	過年度対象者と当該対象者を区別して台帳管理ができるよう未支給者調書の様式を変更している。 また，条例改正及び各区に対する通知により，対象者の明確化を図っている。	措置済
(4) 財産管理に関する事務 つり銭資金の管理を適正にすべきものの つり銭資金はつり銭以外の目的に使用できないこととされているが，つり銭資金で収入証紙を購入している事例が見受けられた。 （墓園管理センター） 適正に管理すべきである。	つり銭資金をつり銭資金以外の用途に使用しないよう、周知徹底を行った。 また、会計室と協議の結果、会計規則を改正し、収入証紙に加え、現金でも収入できるようレジスターを設置するよう改めた。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
3 教育委員会 (1) 収入に関する事務 債権の徴収事務を適正に行うべきもの【重点監査項目】 市立幼稚園保育料の滞納者のうち，とりわけ長期・高額に及ぶ悪質な滞納者については，年度末に催告状を送付して，呼び出しによる面接指導を行うこととしているが，呼び出しに応じない場合には，それ以上踏み込んだ対応が行われていない。 本件については，前回の定期監査においても，何らかの厳しい措置を検討するよう意見を付していたが，現在まで具体的な対応策が講じられていない状況である。（調査課） 必要な対応を行うべきである。	20年度から，市長を本部長とする「債権管理対策推進本部」を設置し，債権回収の取り組みが進められている。幼稚園保育料についても，同本部のコアチームに入り，債権回収の取り組みを行ってきた。 具体的な対応として，滞納者に対する初期対応を強化（滞納3ヵ月で園長による収入状況の聞き取り等）していくとともに，支払い能力があるにもかかわらず，支払いに応じない滞納者に対しては，法的措置である支払督促を行っている。 幼稚園保育料の未収金額は，本部設置前の19年度決算で約15,206千円，徴収率は現年・過年度分で95.04%であったが，同本部を通じて得たノウハウを活かし，24年度決算においては約5,944千円，徴収率98.04%となった。初期対応の強化により現年度分の未収金額は12,1千円，徴収率99.96%となっており，着実に未納を減らしている。	措置済